

## 「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」の見直しについて

### 1 計画見直しの経緯

子ども・子育て支援新制度のもと、三重県においては、平成 27 年度から平成 31 年度までの子ども・子育て支援の方向性をまとめた「三重県子ども・子育て支援事業支援計画」を平成 27 年 3 月に策定し、市町が教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を着実に実施できるよう支援するとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策、広域的な対応が必要な施策の実施を進めているところです。

当該計画の円滑な実施にあたっては、国が定める基本方針において、計画期間の中間年（平成 29 年度）を目安として、市町子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえて、必要な場合には見直しを行うこととされています。

本指針に基づき、今年度計画の見直しを実施予定の市町は 14 あり、約半数ほどの市町が実施することから、三重県子ども・子育て会議にて、平成 29 年に国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間の見直しのための考え方（作業の手引き）」（以下「作業の手引き」という。）に沿って各市町が算出した量の見込み（ニーズ量）や提供量に基づき、見直しを実施します。

### 2 計画見直しの概要

「作業の手引き」によると、平成 28 年 4 月 1 日時点の支給認定区分ごとの子どもの人数（実績値）と各市町計画における見込みが 10%以上の乖離が発生する場合には、原則として平成 30 年度及び 31 年度の量の見込みの見直しが必要と定められています。（※1）

三重県では、各市町に対して見込み数値等の調査を行い、提出された内容に基づき次の事業について実態を反映させるため、平成 30 年度及び平成 31 年度の数値について修正を行うこととしました。

なお、県の調査以降に、各市町において実施した子ども・子育て会議等の結果を受けて市町計画の数値が変更になる場合や、10%以上の乖離がないために計画の見直しをしない市町もあるため、県計画の内訳と、実際の市町計画の数値が異なる場合があります。

#### （1）教育・保育の量の見込み、確保方策（別紙 1 参照）

##### （ア）量の見込みの設定にあたって

市町計画の量の見込みは、ニーズ調査等で地域の実情を勘案するとともに、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性の就業率

の上昇傾向などに留意して算定することとされ、市町子ども・子育て会議での議論、調整を経て定められています。

県計画における量の見込みは、市町計画の見込み数値を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別（※2）に定めます。

#### （イ）確保方策の設定にあたって

市町計画では、国が平成29年6月に示した「子育て安心プラン」などの待機児童解消等に関する取組を最大限活用し、保育所等の整備や保育士等の確保を進めるなど、計画的な受け皿確保方策を定めることとされています。

県計画における確保方策は、市町計画の確保方策数値を県設定区域ごとにとりまとめ、認定区分別に定めます。

なお、県計画および市町計画の見直しにあたっては、市町の区域を超えた教育・保育施設の利用（広域利用）が適切に市町計画に反映されるようにするため、関係市町間の連携を支援するとともに、広域的な観点から市町間の調整を行うこととしています。

#### （2）地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（別紙2参照）

市町計画については、延長保育事業や放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業についても、必要に応じ見直しを行うこととしています。

県では、市町計画に基づく県全域での量の見込み・確保方策を定め、市町と連携して事業の推進に取り組んでいきます。

### 3 今後の予定

平成30年3月中に本計画の見直しを行い、県ホームページを通じて公表するとともに、市町および関係機関に周知します。平成30年4月からは見直し後の計画に基づき、市町が事業を着実に実施できるよう支援します。

また、計画の進行管理にあたっては、県子ども・子育て支援会議において、有識者の意見も聴きながら、施策の実施および改善を図ってまいります。

## ○三重県全域の教育・保育の量の見込み、確保方策について

上段：変更後

下段：変更前

平成31年度	量の見込み	確保の内容	確保の内容— 量の見込み	単位
1号認定	17,315 <i>18,037</i>	27,171 <i>27,410</i>	9,856 <i>9,373</i>	人
2号認定	24,529 <i>23,711</i>	28,279 <i>27,717</i>	3,750 <i>4,006</i>	人
3号認定 (0歳)	3,048 <i>2,699</i>	3,437 <i>2,985</i>	389 <i>286</i>	人
3号認定 (1—2歳)	12,953 <i>11,962</i>	13,989 <i>13,190</i>	1,036 <i>1,228</i>	人

県全体でみると、量の見込みについては、幼稚園ニーズ（1号認定）は減少傾向にあるものの、保育ニーズ（2号認定、3号認定）は全体的に増加傾向にあり、とりわけ0-2歳の低年齢児の保育ニーズにおいて高い伸びとなっています。

平成31年度においては、県内全ての圏域において量の見込みを確保方策が上回っておりますが、教育・保育の無償化などにより、今後より一層のニーズが生じることも踏まえながら、引続き市町と連携し、保育所や認定こども園における受入れに加えて、小規模保育事業や事業所内保育事業といった地域型保育事業も組み合わせながら、確保に努めていきます。

## ○三重県全域の地域子ども・子育て支援事業(※3)の見込み、確保方策について

上段：変更後

下段：変更前

平成31年度	量の見込み	確保の内容	確保の内容— 量の見込み	単位
延長保育事業	7,849 <i>7,259</i>	8,091 <i>7,558</i>	242 <i>299</i>	人
放課後児童 健全育成事業	14,528 <i>12,599</i>	16,031 <i>14,465</i>	1,503 <i>1,866</i>	人
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	1,534 <i>974</i>	1,950 <i>1,410</i>	416 <i>436</i>	人日
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	4 <i>4</i>	14 <i>14</i>	10 <i>10</i>	人日
地域子育て支援事業	68,611 <i>65,374</i>	193 箇所 <i>191 箇所</i>		人回/月
一時預かり事業 (幼稚園在園児対象)	440,494 <i>444,576</i>	494,198 <i>496,284</i>	53,704 <i>51,708</i>	人日
一時預かり事業 (幼稚園在園児以外)	112,008 <i>124,760</i>	114,837 <i>124,480</i>	2,829 <i>▲280</i>	人日
病児保育、ファミリー・ サポート・センター事業 (病児・緊急対応強化事業)	17,369 <i>17,813</i>	16,631 <i>16,439</i>	▲738 <i>▲1,374</i>	人日
ファミリー・サポー ト・センター事業	24,888 <i>30,864</i>	28,404 <i>35,329</i>	3,516 <i>4,465</i>	人日
利用者支援事業	54 <i>31</i>	54 <i>31</i>	0 <i>0</i>	箇所

※乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業、妊婦に対する健康診査については、確保方策の計画が無いことから、上記の表には記載していません。

県全体で見ると、量の見込みについては、放課後児童健全育成事業や子育て短期支援事業で高い伸びとなっています。一方、一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業が減少していますが、これは国が示した「作業の手引き」の考え方にに基づき、市町が数値を精査したことによるものです。

病児保育、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）においては、当初計画に引続き量の見込みを確保方策が下回っていることから、広域利用に向けた取組への支援をはじめとして、病児・病後児保育の施設整備に積極的に取り組んでいきます。

<参考>

※1 10%以上のかい離がある場合は、「大きくかい離している場合」として、原則、見直しを行う必要がある。10%以上のかい離がない場合でも、①平成29年度末以降も引き続き受け皿の整備を行わなければ待機児童等の発生が見込まれる場合、または②既に市町計画において年度ごとに設定した目標値を超えて整備を行った年度がある場合は、「大きくかい離している場合」に準じて見直しを行う。

※2 認定区分

認定区分	対象児	主な利用施設
1号認定	3歳～5歳 保育の必要なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3歳～5歳 保育の必要あり	認定こども園・保育所
3号認定（0歳）	0歳～2歳 保育の必要あり	認定こども園・保育所・地域型保育（小規模保育など）
3号認定（1～2歳）		

※3 地域子ども・子育て支援事業の概要

事業名	事業概要
延長保育事業	保育認定を受けた子どもに対して、通常の利用日、利用時間外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業
放課後児童健全育成事業	保護者が仕事等で昼間家庭にいない小学生に対して、放課後に学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図る事業
子育て短期支援事業	保護者が病気等により家庭において、養育を受けることが一時的に困難となった児童に、児童養護施設等で一定期間養育・保護を行う事業 (短期入所:ショートステイ、夜間養護:トワイライトステイ)
地域子育て支援事業	乳幼児、保護者同士が相互に交流等を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業
一時預かり事業	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児等に対して、昼間等に、幼稚園認定こども園、保育所等で一時的に預かる事業
病児保育事業	病児等に対して、病院・保育所等に付属して設けられた専用スペース等において、看護師、保育士等が一時的に保育を実施する事業
ファミリー・サポート・センター事業	病児等の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かりなど多様なニーズに対応する、地域での相互援助活動を推進し、その連絡・調整を実施する事業
利用者支援事業	子ども、保護者の身近な場所で、認定こども園や保育所、地域の子育て支援事業等の情報の提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携調整を実施する事業